

みっきい生涯学習講師登録のご案内

このたびは、みっきい生涯学習講師団にご連絡いただきありがとうございます。

講師としてご登録いただける場合は、「みっきい生涯学習講師登録申請書」に必要事項を記入の上、みっきい生涯学習講師団事務局までご提出ください（郵送可）。

その際、パンフレットやホームページ等にて講師情報を公開してもよいという場合は「みっきい生涯学習講師情報公開承認書」に記入の上、登録申請書と一緒にご提出ください。

なお、講師は随時募集しておりますので、いつご提出いただいても結構です。



《みっきい生涯学習講師団事務局》

三木市教育委員会 教育総務部 生涯学習課

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

電話: 0794-82-2000 (内線 3564)

F A X: 0794-83-3699

Eメール: gakusyu@city.miki.lg.jp

みっきい生涯学習講師団について

みっきい生涯学習講師団とは、様々な知識や技能を持ち、それを地域社会に役立てたいと考えている方（個人・団体）を講師として登録し、求めに応じて紹介・派遣することにより、生涯学習の進展や地域社会の活性化を図る事業です。

《講師紹介》

各種問合せに対し、みっきい生涯学習講師の紹介を行います。最初は事務局（生涯学習課）を通して行いますが、調整後は問合せ者と講師との直接の交渉となります。

《講師派遣制度》

- 三木市内で活動されている団体（おおむね 10 名以上）に講師の派遣を行いません。
- 講師への謝金（1 回 6,000 円）は事務局より講師へ支出します。利用者は講師への謝金は支払いません。（※ただし、実施にあたり生じた経費（材料費など）は利用者が負担する。）
- 1 年度内（4 月～翌年 3 月）に 1 団体 2 回まで利用できます。

《講師登録について》

- 講師の登録は無料となっております。
- 団体の登録も可能となっておりますが、団体名義の金融機関口座が必要になります。代表者名義の口座は利用できません。
- 講師派遣制度の講師謝金は、団体の場合も全員合わせて 6,000 円になります。
- 講師登録期間は、登録から 2 年間となります。